

子ども犯罪被害の理解と予防

～イギリスの各種調査から～

山内 宏太郎
渡邊 泰洋¹

1. はじめに

イギリスでは、「若者」と「犯罪」は、日常のメディアや政治家の発言の中でしばしば結びつけて議論されてきた。いわゆる「悪餓鬼 (evil) 論」であり、法律上は犯罪を構成しないが地域住民の犯罪不安を招く若者の「反社会的行動 (anti-social behaviour)」も問題とされている。すなわち、児童、少年、若年者は、もっぱら社会に危害を加える存在としてとらえられてきたのである。そこで、イギリスでは労働党の前政権 (1998年 - 2010年) が青少年犯罪対策を強力に進め、反社会的行動禁止命令 (ASBO)² を始めとして種々の法的措置を施して青少年による迷惑行為に対応してきた。また、2010年5月の総選挙で誕生した保守党と自由民主党の連立政権も前政権同様に青少年の秩序違反行為対策を重視し、より効果的な新制度を模索している³。しかしながら、他方で、実際には、児童や青少年も多くの被害を受けており、その加害者の多くは大人であるという指摘がみられる⁴。要するに、若者の加害ばかりが強調され、被害は無視されるという、

1 本学非常勤講師。

2 この動向については、渡邊泰洋「イギリスにおける ASBO 政策の展開～若者の反社会的行動への対応」犯罪と非行159号 (2009年) 165～188頁に詳しい。

3 守山 正「イギリス新政権の刑罰政策」犯罪と非行169号 (2011年) 231頁以下では、ASBO 政策の最近の動向を論じている。

4 Furlong, A. and Cartmel, F. (1997), *Risk and Uncertainty in the Youth Transition*, Young: The Nordic Journal of Youth Research, Vol. 5 (1), pp.3-20.

アンバランスな状態にある。社会的弱者として、児童、少年、青少年の救済は急務であり、そのためにも、まずは実態を十分に把握する必要がある。

そこで、近年イギリス政府は、従来から要望の強かった「子どもの被害」に関する全国調査をイギリス犯罪調査⁵ (the British Crime Survey、以下、‘BCS’ とする) の一環として実施した。以下にみるように、イギリスではこれまでも子ども被害調査がさまざまな機関・組織によって行われてはいるが小規模なものにとどまっており、このように全国調査として行われたのは初めてであることから、その意味では画期的である。

他方、わが国でも、2000年以降4年毎に、法務省法務総合研究所が社団法人中央調査社に委託して「犯罪被害実態（暗数）調査」を実施しているが、その対象は16歳以上に限定され、子どものみを対象とした全国調査には乏しい⁶。そこで、本稿は、イギリスの各種犯罪被害調査から子どもの被害実態を理解し、その特徴と課題を探り、16歳未満の者が除外されているわが国への示唆を得ることを目的とする⁷。

2. イギリスの BCS 子ども調査 (2009・2010年)

上述したように、BCS 調査は、子ども犯罪被害に関する全国調査であり、イギリスでこの事項に関しては最も重要な調査と考えられる。この調

5 イギリスで、1982年以来、ほぼ毎年実際されている犯罪被害調査であり、政府によってランダムに選択された世帯の約46,000人の成人（16歳以上）を対象に面接により行われている。政府が毎年集計している公式犯罪統計調査（‘Crime in England and Wales’）に対する、いわゆる暗数調査として、現実の被害実態把握としてきわめて重要なデータであり、公的機関、とくに警察活動の指標や批判としても機能している。

6 法務省ホームページには、その犯罪被害実態（暗数）調査の結果が示されている。（http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houso34.html）参照。

7 なお、本稿におけるイギリスの各種犯罪被害調査に関する箇所は、筆者の渡邊がメンバーであるJST（科学技術振興機構）研究領域「犯罪からの子どもの安全」「計画的な防犯まちづくり支援システムの構築」研究プロジェクト（研究代表者：山本俊哉教授）の評価改善グループにおける研究成果の一部を公表するものである。

査が行われた背景として、近年、BCS 調査に対して、16歳未満の者にも被害化調査を行うべきとの意見が強まったことを受けたもので、調査後、報告書⁸が刊行された。すなわち、2009年に10歳から15歳であった子どもに対して面接調査が開始され、2010年6月に調査結果が公表され、2011年7月には2010年度BCS調査の年次報告の一部として発表された。この調査では、被害体験の他に、いわゆる自己報告（self-report）調査⁹、たとえばナイフの日常的な携行の有無を質問し、さらには警察との関与・態度、「身の安全（personal safety）」感、公共空間や娯楽街での体験など、被害だけでなく、犯行に関連する事項も調査されている。

（1） 調査の概要

- ・対象は、イングランドとウェールズの世帯に居住する10歳以上15歳までの者である。
- ・実際には、すでにBCS調査に参加した世帯の子どもであり、過去12ヶ月以内に10歳から15歳であった者、約4,000人を対象とした。
- ・BCS本調査（the core BCS）に回答した世帯の子どものうち、68%が子ども調査に回答した（BCS本調査は2009/2010年で回答率76%）。有効回答数3,762人である。
- ・実際の回答は、面接員がノート型パソコンの画面に回答を書き込む方式で、回答時間は約20分であった。
- ・面接の最後に、プライバシーにかかわる微妙な問題については、回答

8 Home Office (2011), *Children's Experience and Attitudes towards the Police, Personal Safety and Public Spaces; Findings from the 2009/10 British Crime Survey Interviews with Children Aged 10 to 15*, Supplementary Volume 3 to Crime in England and Wales 2009/10.

9 青少年調査では、しばしば自己報告調査が含まれるが、これは、公式犯罪統計には顕在化せず、往々にして暗数化しやすい青少年の犯罪実態を明らかにするためである。しかし、実際には犯罪の自己申告でもあるため、調査対象の青少年が正直に回答するかどうかは不明であり、自己報告調査は必ずしも信頼できないとする見解もみられる。

者が面接員のノート型パソコンに回答を記入する方式を実施した。これは CASI 方式と呼ばれ、自己面接方式であり、識字問題がある者には音声による方式を採用した（36%に適用）。その内容は、身の安全感、街頭ギャング、いじめ、怠学、飲酒・大麻使用に関する事項である。

(2) 回答者の属性

年 齢		世 帯		宗 教	
10歳	528人	単親家庭	642人	キリスト教	2,304人
11歳	619人	両親家庭	3,120人	キリスト教以外	267人
12歳	666人	住宅形態		無宗教	1,149人
13歳	634人	戸建て	1,095人	健康状態	
14歳	678人	セミ・デタッチ	1,363人	長期療養・障害者	327人
15歳	637人	テラスハウス	1,093人	健常者	3,425人
計	3,762人	マンション	153人		
性 別		世帯年収		学 校	
男子	1,915人	1万£未満	279人	怠学	270人
女子	1,847人	2万£未満	638人	非怠学	3,354人
人 種		3万£未満	545人	飲 酒	
白人	3,320人	4万£未満	497人	泥酔経験	453人
白人以外	437人	5万£未満	359人	非泥酔	3,068人
地域属性		5万£以上	760人		
労働者地帯	772人	不明	684人	薬物経験	
都市	73人	住 宅		大麻経験	81人
田舎	601人	持ち家	2,569人	非体験	3,590人
富裕地帯	957人	公営賃貸	656人		
その他		民間賃貸	531人		

(3) 「身の安全」と「子どものいじめ (bullying)」被害

①本調査から、13歳～15歳の少年の1%が調査前年に自衛のためにナイフを携行していたことが明らかとなった。また、同年齢の13%は、自衛のためにナイフ携行している者を知っていると答えた。しかし、ナイフ携行という自己報告は必ずしも少年たちには有利な事情ではないので、1%と

いう数値は実態をかなり下回っているように思われる¹⁰。次に、少年にナイフ携行は自身が刺される可能性が高いことを意味するかどうか聞いたところ、同年齢の69%は肯定し、17%は否定したが、14%は分からないとした。年齢が低い者ほど、他人のナイフ携行は自分が刺される機会を増大させると答え、不安感を訴えている（13歳33%、14歳26%以上、15歳24%以上）。

②いじめに関しては、10歳～15歳の22%が怖がらせられたり、困らされたりして、いじめを受けたと答えている。10歳～12歳（26%）は、13歳～15歳（18%）よりもいじめを受けた経験が多い。いじめのレベルは男女とも同じであるが（22%）、性差がみられない点は後述部分と矛盾する。

いじめの特徴は以下のとおりである。

- ・いじめの大多数が学校内で発生しており（いじめを受けた者の10人中9人）、このうち53%は全て学校、37%は一部学校と答えている。
- ・いじめの形態は、名前を呼んだり、罵ることで（79%）、金品等を巻き上げる事例は少ない（7%）。
- ・ほとんどの事例で（99%）、周辺の者は気づいており、大半は両親（76%）、次いで教師（60%）、友人（59%）の順である。また、ほぼ10人に9人がいじめを周囲の者に知らせている。
- ・10歳～15歳の6%はネットによるいじめ（望まない悪戯のE-Mailテキスト、メッセージ、あるいはネット上に自分のことがいたずら書きされたりしている）を受けており、いじめを受けた者の27%に当たる。

③携行品に関する被害についても調査されている。日頃自分の持ち物（貴重品）に何か気をつけている点があるかどうか尋ねたところ、最も多

10 11歳から16歳までの生徒に過去1年間のナイフ携行を聞いた他の調査では、23%が携行したと答えている。但し、この調査では自衛だけでなく娯楽のために携行した者も含まれる。実際に、どれくらいの少年が自衛のためにナイフを携行しているかを知ることは困難である。

いのは「電子機器を隠すか、目に触れないように工夫する」であった（携帯電話34%、iPod／MP3プレイヤー40%、ゲーム機器54%）。

自転車を所有する子どもの76%が自転車を家の中、ガレージ、車庫に保管していると答え、それが最も頻度の高い防御手段であった。自転車保有者の約半分（52%）は、公共の場に置くときは鍵をかけているが、約4分の1（26%）は鍵をかけないという。

（4）調査結果の概要

①近年、イギリスでは若年者によるナイフ犯罪に対する社会的関心が増しており、とくに都市部の地域では殺人事件が発生して社会問題化している。上記のように、このBCS調査では、13～15歳の子どもの1%が自衛のためにナイフを携帯したと見積もっているが、実際には、かなりの少年がナイフ携帯を常態化しているように思われる。調査では正直に自己報告しないのではないかと懸念から、「誰がナイフを携帯しているかを知っているか」という設問を用いて間接的に実態を明らかにしようとする努力がうかがえる。そして、年齢が上がるに従い、それを肯定する者の比率が高まっているのは当然であろう。年少者よりも年長者の仲間や友人にナイフを携帯する者の数が多いと考えられるからである。また、調査からも明らかなことは、潜在的な問題行動を示す者に、誰がナイフを持っているかを知っている比率が高いことであった¹¹。この種の者が日ごろの生活でナイフなどの武器と接触する機会を多いことを示していると思われる。

このようなナイフ携帯は、日常的に潜在的被害者である少年たちに大きな不安感を与えていると思われる。実際、他の者のナイフ携帯によってナ

11 怠学をしなかった子ども（11%）、あるいは、学校から停学や退学を言い渡されなかった子ども（12%）と比較して、これらの行動のあった者は、誰がナイフを携帯しているかを知っている可能性が高かった（それぞれ29%、27%）。泥酔した経験のある13歳～15歳の者は、そのような経験のない者に比べて、誰がナイフを持っているか知っている可能性が2倍以上であった（それぞれ26%、9%）。

イフに刺される可能性があると答えている者が69%に達していることはこれを物語る。とくに低年齢層にその傾向が強い点で、学校や家庭で子どもの武器の取り扱いには十分に注意する必要がある¹²。

②イギリスでも、いじめ被害は子どもの間でかなり深刻であることが伺われる。実際、上記のように、10歳～15歳の子どもの25%は、怖がらせられたり、困らせたりする方法でいじめを受けたと報告している。10歳～12歳の年少の児童（26%）は、13歳～15歳の年長の子ども（18%）よりもいじめを受ける経験が高かった。いじめのレベルは、男女ともほぼ同じで（22%）あるが、但し、年長集団において、少女（22%）は、少年（15%）よりもいじめを受ける経験が高い。これが意味するのは、高学年では男子よりも女子に陰湿ないじめが横行していることであり、有形的な暴力よりも無形的な暴力が好まれていることを示していると思われる。

そもそもイギリスで子どものいじめ被害が深刻なのは、第1に、その学年構造にあるように思われる。すなわち、日本と異なり、小中学校が連続して5歳から15歳まで在籍し、学年が低学年から高学年まで幅広く、場合によっては大人と子どもぐらいに体力差も著しい場合がある。第2に、固有の人種問題を抱えていることである。つまり、イギリスのいじめ問題は学校教育の構造や多様な人種間の摩擦による影響が考えられる。

③最後に、このBCS調査でさらに興味深いのは、いじめを受けることと世帯の所得レベルとの間に負の相関がみられた点である。一般に、所得が低い階層（28%）の世帯の子どもは、所得が高い階層（18%）の者よりいじめを受ける可能性が高いことが明らかになった。この事実と一貫して、

12 イギリス地方政府の対応としては、ナイフ・アムネステイ（knife amnesty）制度が設立され、あるいは反ナイフ犯罪運動が展開されている。これは、本来、一定種類のナイフ所持が違法であるにも関わらず、地域内に設置された回収箱にナイフを自主的に投棄した場合、違法の責任を不問に付す制度である。これにより、違法ナイフの回収促進が企図されている。

ブルーカラー地域、あるいは環境に制約を受けていると定義された地区では、10歳から15歳の者で、いじめられた経験のあるレベルは最高であった（それぞれ、27%、33%）。逆に、田園地方、あるいは富裕郊外と認定された地区の子どもは最低であった（16%、17%）。

3. その他の小規模調査

(1) OCJS 調査 (2006年)

子どもの被害化をめぐることは、これまでもいくつかの小規模な調査は行われている。たとえば、最近では2006年に内務省が行った「犯行、犯罪、司法調査」(OCJS: Offending, Crime and Justice Survey)があり、この調査では10歳から25歳の5,353人に調査を実施し、犯行パターン、反社会的行動、個別の被害について尋ねている。その結果、以下の事項が明らかにされた¹³。

- ・ 総じて、10歳から15歳の年少少年は、16歳から24歳までの者より身体犯罪の被害に遭いやすい（それぞれ、30%、24%）。
- ・ 若年男子は、若年女子よりも被害に遭いやすい（それぞれ38%、22%）。
- ・ 10歳～15歳の少年は、16歳から24歳の少年より個人財産の盗難に遭いやすい（それぞれ、17%、11%）。
- ・ 10歳～15歳の男子少年は、16歳から24歳の男子より著しく有意に暴行の被害経験がある（それぞれ、28%、18%）。
- ・ 少女は、年長女性より、窃盗の被害経験が少ない（8%、11%）。他方、暴行の被害者になる可能性が高い（15%、11%）
- ・ 若年児童に対して行われる暴行は、圧倒的に学校で発生しており（55.5%）、次いで路上（18%）、家庭（12%）の順である。

13 Stephen, R. and Ashe, J. (2008), *Young people and crime: findings from the 2006 Offending, Crime and Justice Survey*, Home Office Statistical Bulletin.

- ・年少児童に対して行われる窃盗もまた学校で発生しており（52.5%）、次いで家庭（22.5%）、路上（9%）である。
- ・この調査で犯行を認めた10歳から15歳の者（55%）は、犯罪被害の報告もしている。犯行を行っていない者が22%であるのに対して、極めて高い。
- ・この数値は、16歳から24歳の者も同様で、自己報告で犯罪を行ったとされた者の47%は、被害経験があるのに対して、犯行を行っていない者は、わずかに18%であった。

（2）グラスゴー調査

ハートレスらが1990年5月にグラスゴー市内の小中学校で実施した調査である¹⁴。本調査は、少年の犯罪行動と被害化の経験を明らかにするために、208名（男118名、女87名）の者（11歳から15歳まで）に質問紙を配布する方式で行われた。これによると、回答者の82%は、過去に何らかの形で被害を受けたと応えている。サンプル全体では、回答者は、平均4回の被害を受けているが、事件は、わずか1件のみであった。このほか、次の事項が明らかにされた。

- ・暴行は、典型的な被害形態である（男子の68%、女子の78%）。
- ・女性回答者の48%が性的暴行の被害を受けたと報告している。
- ・サンプル全体の80%は、加害者は成人であると応えている。

本調査の実施者は、子どもは、加害者というよりも被害者であると結論づけている。

（3）YJB 調査

この調査は、2004年にYJB（The Youth Justice Board、青少年司法委員会）が民間調査会社イプソス・モリ（Ipsos MORI）に委託して行った青

14 Hartless, J.M., Ditton, J., Nair, G. and Phillips, S. (1995), *More Sinned Against than Sinning: A Study of Young Teenagers' Experience of Crime*, British Journal of Criminology vol.35, no.1, pp.114-132.

少年調査¹⁵である。調査の大半は、青少年の被害化に関連する項目であり、若者の犯罪に対する不安感を中心に調査している¹⁶。これによると、以下の事項が明らかにされた。

- ・学校で授業を受けている若者の47%は、身体的攻撃の恐怖を抱いており、女性は男性に比べて身体的暴行に対する不安が高い（それぞれ、56%、39%）。対照的に、学校から放校処分を受けた若者のわずか26%しか身体的攻撃の恐れたり、不安を感じたりしていなかった。そのうち、女性は、男性よりも不安感が高かった（それぞれ、36%、23%）。
- ・学校で授業を受けている若者の45%は、私有財産の窃盗について不安があり、放校処分を受けた者は、その比率が23%にすぎなかった。
- ・人種差別被害の不安について、アジア系の53%、黒人系の42%は、人種を理由に被害を受ける不安を感じていると答えた。

これらの調査を通じて明らかなのは、犯罪被害に対する若者の不安は、現実の犯罪発生レベルよりもはるかに高いことである。

（４）ブライトン調査（2004年）

本調査は、地方都市ブライトン（Brighton）市およびホーブ（Hove）市が両市居住の子どもとその保護者を対象に行ったもので、2004年2～3月に実施された¹⁷。有効回答数96、回答率は21%であった。子どもの犯罪被害の罪種として調査対象となったのは、暴行・傷害、携帯電話窃盗その他の窃盗、人種間攻撃である。

15 当該調査は、普通学校および特別学校における11歳以上16歳未満の児童の犯罪に関する加害・被害経験を分析することを目的にしている。当該調査は、1999年以降、毎年実施されており、2011年9月20日現在、2009年までの青少年調査に関する報告書が公開されている

(<http://www.yjb.gov.uk/Publications/Scripts/prodList.asp?idcategory=59&curPage=3&sortField=description&eP=>)。

16 MORI (2006), Youth Survey 2004, Youth Justice Board.

17 Brighton and Hove City Council (2004), Children and Young Peoples Safety Audit 2004, pp.41-67.

調査結果を概略すると、①性被害については、少年の1%が両親による性的虐待を受け、少年の3%がその他の家族、親族から性的虐待を受け、18歳未満に性行為を強要した者の大半は顔見知りであることが明らかとなった。②犯罪不安感については、15歳未満の18%は何らかの犯罪被害経験があり、7%は複数回の被害経験がある。③子どもが恐れるのはギャング・薬物中毒者・酔っ払い・学校のいじめっ子などである。④子どもは居住地より都心の方が安全だと感じている。⑤子どもの被害場所・不安箇所と犯罪発生地点は一致している。⑥両親の関心は、学校のいじめ・不審者による拉致・路上犯罪について高いことが明らかになった。⑦改善策の要望としては、子ども、両親ともほぼ同じであり、警察官の増員、情報の提供、夜間照明の改善などを挙げている。

この調査でとくに注目されるのは、子どもが安全としてあげた地域が犯罪の多発している都心であり、その理由として、「多くの人がある、照明が明るい、警察官が警邏している、CCTVがある」といった状況が子どもの犯罪不安感を緩和していることであった。しかし、犯罪被害リスクは都心の方が子ども達の地元よりも高いことから、これらの齟齬を子どもへの教育・広報活動で正す必要があると思われる。

(5) 強姦被害調査

首都圏警察 (The Metropolitan Police) は、2001年度および2002年度の間に女性の強姦被害5,000件を分析した結果、被害者の3分の1以上(36%)は21歳未満であり、6人に1人(16%)は16歳未満であることを見いだした。この調査は、唯一、16歳未満の者に対する強姦の実態を示したものである¹⁸。なお、BCSは、強姦の約85%は警察に通報されていないとみなしている。

18 Ruparel, C. (2004), *The nature of rape of females in the Metropolitan Police District*, Home Office Findings 247, p.1.

4. 子ども被害調査の問題点

2009年、イングランド及びウェールズで長年、犯罪者支援活動を積極的に行なっている民間慈善団体 NACRO は、上記 BCS の子どもに関する犯罪被害調査を元に児童・若年者の被害化を比較・分析した¹⁹。その特徴は、子どもや若年者の被害それ自体を次の犯行の有力な予測因子と見る点にある。同時に、子どもに対する比較的軽微な犯罪は、軽微とはいえ、その後の人生で、大人よりも大きな禍根を残すことになる」と主張している。したがって、被害化調査は、児童や若年者の体験の理解を進めようとする少年司法機関の関係者にとって、重要なトピックであることから、NACRO は、各犯罪被害調査の比較・分析を通じて、被害調査の問題点を、①暗数、②犯罪被害の影響、③若年者の加害と被害の関係、④被害化から加害行動へという4つの観点から以下のように指摘している²⁰。

(1) 暗数

一般的に、子どもに対して行われた犯罪の大半は、警察に通報されていないと言われる。実際、ハワード協会 (the Howard League for Criminal Justice) が3,000人以上の児童に対して行った調査によると、回答者のわずか3分の1のみが警察に被害通報したに過ぎなかったという。したがって、公式の犯罪統計は、実際の子どもの被害数を著しく下回っており、被害調査は実際には問題の全容をつかむのに成功していないと NACRO は指摘する。そこで、子どもの被害化は、どのように認知され記録されているか、彼らはどのように被害者として分類されているかを検討する必要があるという。これについては、NACRO は下記の3点を仮説として提示する。

- ① 子どもは、まずその被害を大人 (両親、保護者、教師) に報告する
かもしれないが、その報告は、大人が仕返しや被害届の煩わしさを恐

19 NACRO (2009), *Children and Young People as Victims: the impact on and relationship with offending behaviour*, Youth Crime Briefing March, pp.1-8.

20 Ibid., pp.4-6.

れて、公にしない可能性がある。

- ② 話を聞いた大人は、事件を警察に届け出る決定をするかもしれないが、それ以前に、その事件は報告するほど重大ではないという見方や警察を煩わせるだけという感情を持つ可能性がある。
- ③ 警察官に子ども被害の事件が立件できるかどうかの判断に委ねられている。その決定はまた、犯罪の重大性やその他の非公的な修復的な解決方法があるかもしれないことなどを考慮して行われる可能性がある。

子どもが大人にその被害を報告しないのには多くの理由があると思われる。これについて NACRO は、加害者からの仕返しの不安や「ちくり屋」と仲間からレッテルを貼られることへの躊躇、仲間集団の間の地位の喪失、さらには公式の刑事司法の介入にとって被害はあまりにも些細であると感じる場合、あるいは、報告しても警察は何もしないだろうという認識があると分析している。しばしば指摘されるように、子どもは、その体験を被害と感じない場合すらある。実際、何度も些細な盗難や日常的な身体的暴力に曝されると、これが普通だと思ってしまうからである。これらの要因によって、子どもが自らを被害者とみなさなくなってしまう恐れがあることを NACRO は警告している。

(2) 犯罪被害の影響

子どもや若年者は、大人と異なり、犯罪被害から身を守る社会的、財政的手段に著しく欠いている。また、その被害の意味を十分に理解することもできず、それが後に被害化の深刻な精神的影響を受けることになる。さらに、身体的には未発達ゆえに、自己防衛する体力にも欠け、粗暴犯や財産犯の犯行者（とくに成人）からすれば子どもは狙いやすいターゲットに映る。子ども被害に関する主要な研究では、これらの年齢層は、被害化に対して、短期的長期的に様々な身体的心理的反応を示すことが明らかになっ

ている。他方で、子どもは自らの被害につき十分な伝達能力に欠けるために、大人がその影響を理解することが困難であり、大人の側も子どもの受けた身体的精神的な傷害を軽く受けとめたり、重傷ではないと怪我と認識しない傾向にある。しかしながら、最近の研究では、身体的被害の影響は、情緒的・心理的結果と密接に結びついていることも知られている。

上記のように、子どもや若年者は被害を受けたときは、さまざまな方法で反応する。たとえば、身体的な暴力を受け、過去にも暴力被害経験のある子どもは、そのような過去の経験のない子どもとは異なった反応を質的に示すことがある。被害化への共通した心理的反応は、また攻撃されるだろうという不安である。つまり、警察に通報すること、報復されるのではないかという不安があり、それが暗数の大きな要因となっているのである。児童や若年者によって示される不安の程度は、特定の場所、たとえば以前被害を受けた場合に入る場合の神経質な状態から、より一般的な恐怖の感覚まで多様である。被害化による情緒的影響は、決して粗暴犯や性犯罪に限定されるものではない。私物を失ったという情緒的な負担も深刻である。金銭的な観点から大人にとってはたいした物ではなくとも、子どもにとっては高価で思いのこもった物であるかもしれない。子どもが被害者になったことで自分自身を責めるのは、あまりにも酷である。その経験が軽視されると不安が悪化しかねない。そこで、子どもの目線から、経験を理解することが重要であり、大人の被害経験に適用しうるような基準を使わないことが望ましい。

被害調査の報告によると、子どもはしばしば被害後に睡眠障害を抱えることがあり、学校への通学が影響を受けたり、被害者が自己の安全について自己意識が強まるなどの結果が報告されている。個人の安全についての意識の高まりは、被害に対する子どもの反応が彼ら自身の内に犯罪行動のリスクを高めているという意味合いがあり、この被害化の影響は明らかに

将来の被害リスクに対する子どもの関心に対して対応する必要があり、その被害リスクが繰り返されることを削減することを支援するような方法を関係機関は強くもとめられていると言わなければならない。

(3) 若年者の加害と被害の実態

若者犯罪への現代的な関心は、若者によってもたらされる被害の現実が誇張される傾向がある。前述のBCS調査が示すところによると、一般公衆の大半は、公式統計上、犯罪は減少しているにもかかわらず、犯罪は上昇していると応えている。

- ・ 回答者の65%は、犯罪全体で「かなり」あるいは「少し」増えていると述べている。
- ・ 回答者の39%は、自分たちの地域では犯罪は「かなり」あるいは「少し」増えていると述べている。
- ・ 犯罪原因の上位5つは、薬物（71%）、両親のしつけの欠如（69%）、アルコール（52%）、寛容な刑罰（40%）、そして学校の規律不足であると述べている。

BCSの調査が示すところは、要するに、一般公衆、とくに中高年の年齢層は犯罪不安がとくに強く、その理由は、若者の犯罪ないしは反社会的行動に起因する可能性がある。他方、若者側はいわゆる「若気の至り」レベルの認識にすぎず、多少日常的な羽目を外している程度でありながら、中高年の年齢層はそのように理解しておらず、若者の行動が地域の犯罪不安を煽っていると感じているのである。このような世代間の対立構図は多くの欧米諸国で見られる現象であり、先にみたように、犯罪ではないにもかかわらず、多くの公衆が犯罪扱いしている「反社会的行動」に対して、各政府が厳しい態度を示してきたのも、この理由による。その典型がイギリスであった。

このような状況にあって、若者の行動が犯罪視され、市民、高齢者の通

報行動となり、それに対応して警察も一部地域の若者の行動に厳しく対処し、これが警察と若者の間の緊張関係を生む結果となっている。この結果、多くの若者が警察不信から、自分たちの犯罪被害を通報しないという若年被害者の態度に結びついている。このような状況から、子ども被害が一般社会でも、また研究者の間でも十分に把握されることなく座視され、結局は、子ども被害者の救済が遅れた原因ともなってきた。これらの現象は、社会階層が明瞭に分化し、一部地域に発生している犯罪多発地帯に多くの若者が居住するといった、イギリスをはじめとする欧米諸国に固有であるかのようにも思われるが、しかし、わが国でも地域において問題児や非行少年に対する偏見が強いところがあり、子ども被害の内在的問題性を隠蔽する結果になっているとも考えられる。

(4) 被害化から加害行動へ

OCSJ のデータが示すところによると²¹、犯罪を行った子どもは、犯罪に遭っていない子どもより、有意に被害者になる可能性が高いことを示しており、それは、被害者支援組織 (Victim Support、VS) などの他の機関によっても示された論点である。つまり、一般に犯罪学でいう「被害者特性」である。近年の研究でオーウェンとスウィーティングは、粗暴犯の被害者と若者の加害行動の間の関係を考察した²²。その研究によると、両者の現象の間に、二つの方向の結びつきが見られたという。被害化は加害行動と相関関係があり、その逆もまたそうである。調査者は、しかしながら、その関係を因果的なものとは捉えていない。むしろ、被害化の経験が加害行動に至りうる場合について、異なった経路を確認したという。

すなわち、粗暴犯の「被害化から加害行動へ」至る経路は、次のものが

21 過去12ヶ月に犯罪を行なった者は同じ期間に犯罪被害に遭う比率が、犯罪を行なっていない者に比して、きわめて高いことが明らかになった (それぞれ50%、19%)。

22 Owen, R. and Sweeting, A. (2007), *Hoodie or Goodie? the link between violent victimisation and offending in young people*, Victim Support, pp.49-50.

あるとオーウェンとスウィーティングは指摘する。

- ・最初の攻撃者に対する復讐を行う場合、つまり仕返しである。
- ・第三者に復讐をする場合である。最初の攻撃者への直接の反撃は、あまりにもリスクが高いか、他の理由で不可能である場合に仕返しが転移した場合である。
- ・被害体験が自衛メカニズムを促進し、誰に対しても何かと攻撃的になる場合である。

他方、これらの経路は、他の要因によっても保持されている。たとえば、

- ・仕返しは受け入れられるという信念。
- ・成人や警察の関与は、非効率であり社会的に受け入れられる可能性は少ないという認識や当局者は保護を与えることはできないという認識。
- ・非暴力的な方法では怒りを処理できないという認識。
- ・被害化による個人の自敬の念へのマイナスの影響（被害を受けたことがかっこわるいという思い）。
- ・加害行為で名を挙げた仲間と共にあることは、自衛を促進するという認識。

基本的に、この研究が強調している事実は、犯罪や犯罪被害を経験している子どもたちは、しばしばきわめて類似した社会的風景を共有しており、そこでは、リスクのレベルが極端に高く、被害者と加害者の二分法は、このような複雑な現実を見落とす恐れがあることである。つまり、子ども被害者の場合、次の段階では容易に加害者に転じるということである。

大規模な研究で、同様の結論に至ったデイビッド・スミスは、被害化と法違反行動との経験的因果的關係を展開した²³。その研究によると、エディンバラの4,300人の青少年に対する調査を行い、これらの者の個人的被害

23 Smith, D. (2004), *The Links Between Victimization and Offending*, Centre for Law and Society, The University of Edinburgh, pp.1-21.

と自己報告非行について尋ねている。それによると、過去に被害に遭った者は、その後、犯罪に関与する確率が高まり、実際に加害行動を行うと、再被害化のリスクが高まるという。つまり、「やられたらやり返す」、あるいは「やり返したら、やられた」という状況に置かれるからである。

犯罪を行う児童や若者の特性について、様々な解釈が見られる。青少年司法委員会（YJB）は、一定範囲のリスク要因を確認した。これによると、加害行動の統計的に有意な指標が示されており、これには両親の養育不良、学校の機能不全、地域社会の崩壊、犯罪仲間集団と一定時間を過ごすこと、体力不良、精神障害、アルコールや非合法薬物の濫用といった個人的要因がある。

しかし、これらの要因を過度に強調すると、少年司法制度に関与する若者（つまり日頃から警察や青少年裁判所で扱われている者）が置かれている社会経済状況、つまり日常的に最も貧困で社会的に排除され、周縁化された地域社会の出身であるという事実を覆い隠すことになる。彼らの居住地は、被害化の経験が最も高い場所だからである。一般に、イギリスを含む欧米諸国では、犯罪発生が社会経済的不利条件の存在する近隣社会に集中しており、このような近隣社会で育った若者が日常的に、犯罪関連の生活を余儀なくされている現実にも目を向けるべきとの見解はしばしばみられる。このように、被害化と加害行動の結びつきを説明するのは、必ずしも個人のリスク要因ではなく、犯罪率の高い近隣社会における社会経済的要因であるとの主張が見られるのである。

5. 子ども被害調査の実務に対する意義

各種犯罪被害調査の比較・分析から、NACRO は、イギリスにおける実務への提言を行っている²⁴。それによると、一般的に、被害者のニーズは、

24 NACRO, op.cit., p.5.

社会集団の間でかなり異なり、特に児童は成人と比較すると固有のニーズを有していると考えられるとし、成人の場合、被害の一般的な反応は、「恨み」、犯行者や刑事司法システムへの怒り、屈辱、その他の多様なものを含んでいる。これに対して、子ども被害者にとって、「好きな活動への興味や親しい者への興味、自尊心や社会生活」を失うことになる可能性がある。したがって、子ども被害者を扱う際に、とくに彼らが経験した被害、その社会的文化的境遇に起因する特定のニーズを有していることを認識することが重要であるとする。

イギリスの刑事司法改革庁（Office for Criminal Justice Reform）が2006年に発表した「犯罪被害者のための実務指針（the Code of Practice for Victims of Crime）」は、青少年犯罪対策チーム（YOT）などの多様なサービス提供機関に求める最低基準法令を示している。これによると、17歳未満の被害者は精神的肉体的に脆弱と考えられるべき集団であり、それゆえ、これらの者は「高度なサービス」を受ける権利が与えられるべきことを確認している。たとえば、警察は、これらの脆弱な子ども被害者を被害者支援組織（VS）に自動的に付託すべきであり、これはその被害が軽微であると思われる場合でもそうすべきとする。

子ども被害者は、被害補償の請求においては成人と同様の権利を有する。そこで、子どもの犯罪被害についても、これに関連する諸機関²⁵に情報を提供することは警察の義務である。その際、被害補償などの手続きは子どもが理解するには困難な場合があるから、懇切、丁寧の説明し、当該子どものニーズに対応するものであることを十分理解させる必要があると指針は述べている。この対応に当たる青少年犯罪対策チーム（YOT）の職員も、子ども被害者に接触する際、被害者に各機関の機能を理解させること、

25 一般的に、イギリスで被害補償を扱う部局は、犯罪被害補償局（the Criminal Injuries Compensation Authority）ないしは犯罪被害補償上訴委員会（Criminal Injuries Compensation Appeals Panel）である。

つまりどの機関が対応するのか、被害者が関与することで解決が期待できることなども明らかにすべきであるという。他方、被害者支援サービスの有効性について子ども被害者の期待を過度に高めてはならない点を警告している。というのも問題が適切に対処されないことで、子ども被害者が失望したり屈辱を覚えたりすることになるかもしれないからである。

しかしながら、NACROはこの指針に対して若干の問題点も指摘している。すなわち、子どものような脆弱な被害者にとって、指針は被害者自体の問題についてはほとんど言及しておらず、サービス提供を確実にするために、子ども自身が負担する義務に関して、実務家に具体的なガイダンスを提供していないからである。今後の改善が望まれる。

6. おわりに

上述のようなイギリスにおける子ども犯罪被害調査の実績に比較すると、わが国における実情はかなり貧弱である。もちろん、わが国でも犯罪被害実態調査が何度か行われており、定期的実施されるなど定着した感はあるが、しかし、どちらかという国際情勢に背中を押される形で、国際犯罪被害実態調査に参加しているに過ぎないように思われる。しかも、子どもの犯罪被害調査に関しては、上述したように、16歳以上に限定されており、16歳未満の児童は除外されている。わが国も、イギリスの子ども犯罪被害調査と同様に、子どもの被害実態の把握に務めるべきであり、そうでない限り、子ども向けの実効性のある被害予防策、子ども向けの被害者支援サービスが提供できず、その結果、ひとり子どもが苦しむ結果になりかねないのである。また、子ども固有の現象として、BCS調査が指摘するように、同じ子どもが加害と被害を繰り返していたり、NACROが懸念するように被害経験が将来の加害行動に発展したり、また被害経験がトラウマとなってその後不幸な人生を歩むことになるとすれば、わが国におい

でも実態把握は急務と言わねばならない。とくに、被害経験が将来の加害行動の指標となりうるのであれば、わが国でも少年非行の早期発見・早期対応という観点からも、新たな少年非行対策の視座を提供することになる。要するに、諸外国の先進事例を参考にして、わが国でも子ども犯罪被害調査を速やかに実施し、実情・課題の把握に努め、刑事政策、犯罪被害者支援策に反映させることが肝要と思われる。